杉 並  $\overline{X}$ 事 務 手 数 料 条 例 の 部 を 改 正 す る 条 例

右 の 議 案 を 提 出 す る

平 成 + 九 年 九 月 + 日

出

杉 並  $\overline{X}$ 長

Щ 田

宏

提 者

杉 並 X 事 務 手 数 料 条 例 の 部 を 改 正 す る 条

杉 並  $\overline{\mathsf{X}}$ 事 務 手 数 料 条 例  $\overline{\phantom{a}}$ 平 成 + \_ 年 杉 並  $\overline{X}$ 条 例 第 + 兀 号 の 部 を 次 の ょ う に 改 正 す

例

る。

別 表 第 \_ の + 九 の 項 中  $\neg$ 第 十 Ξ 条 第 項 を \_ 第 十 五 条 第 項 に 改 め 同 項 の 次 に 次

の ょ う に 加 え る

+ 申用十九 の七の 許 条 に 対 可第 す を一温 受 項 る 泉 けの法 査た規第 地定十 位に六 基条 の 承 ブ 第 < 継 の温項 承 泉 又 認のは の利第 申け温 請た泉 手地の 数位利 料の用 承の 継 許 の可 承を 認 受 件 に つ き 九 干 七 百 円 の承 لح 認 き申 請

項 五 号 第 別 + 八 表 \_ 五 第 号 に 改 八 の 六 め に + 九 同 表 \_ の の 第 頂 七 六 中 + +  $\neg$ \_ 第  $\equiv$ 条 の 項 の + 中  $\equiv$ \_ 第 条  $\neg$ 第 兀 の Ξ 項 + 第 第 + =条 兀 頂 の 号 第 八 + 第 \_ 四 号 を 項 \_ 八 \_ 第 第 + 六 を + 五  $\neg$ 号 第 条  $\equiv$ + の  $\equiv$ を \_ 第 条 \_ 第 兀 の 項 + 第 第 +

+ 条 第 兀 の 第 八 六 項 条 第 + 第 の \_ + 八 五 の 六 項 条 第 号  $\equiv$ の = + 第 五 六 の 号 二 L に 五 項 改 第 \_ め、 に 六 に 項 改 同 め 表 \_ に 第 の 改 同 百 六 め、 表 + = + の Ξ 百 同 条 の + 表 項 の の 兀 中 Ξ 百 の 第  $\neg$ + 項 第 兀 五 中 六 項 の + 第 項 第 八 + 中 六 条 五 + 号 の 第 八 五 六 条 の + の を 八 五 第 \_ 条 の 第 の 兀 項 六 五 第 + \_ の を 条 五 項 \_ 第 の 第  $\equiv$ を 六

## 附 則

項

を

第

六

+

八

条

の

五

の

第

項

に

改

め

る。

+ こ の の 項 条 及 例 び は 百 +平 Ξ 成 + の 項 九 年 か + 5 月 百 =+ 五 + 日 の 項 か ま 5 で 施 の 行 改 す る。 正 規 定 た は だ L 公 布 別 の 表 第 日 か 5 の 六 施 + 行 す 九 る の 項 七

## 提 案 理 由

温 泉 の 利 用 の 許 可 を 受 け た 地 位 の 承 継 の 承 認 申 請 手 数 料 を 定 め る 等 の 必 要 が あ る。